

ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画

平成 29 年度事業実施計画(案)

平成 29 年 4 月

香 川 県

1. はじめに

本計画は、ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（以下「シカ管理計画」という。）に基づき、平成 29 年度における個体群管理や被害対策を実施するための管理目標及びそれを達成するための具体的な施策等を定めるものである。

2. 生息状況と年間捕獲目標

(1) 生息状況

本県のニホンジカの分布と階層ベイズモデルを用いて推定した生息頭数は図 1、表のとおりである。小豆島地域のシカの推定生息頭数は、積極的な捕獲を実施してきた結果、減少傾向にある。一方、本土部の生息範囲は増加しており、今後さらに生息頭数が増加することが懸念される。

図 1 香川県のニホンジカ分布

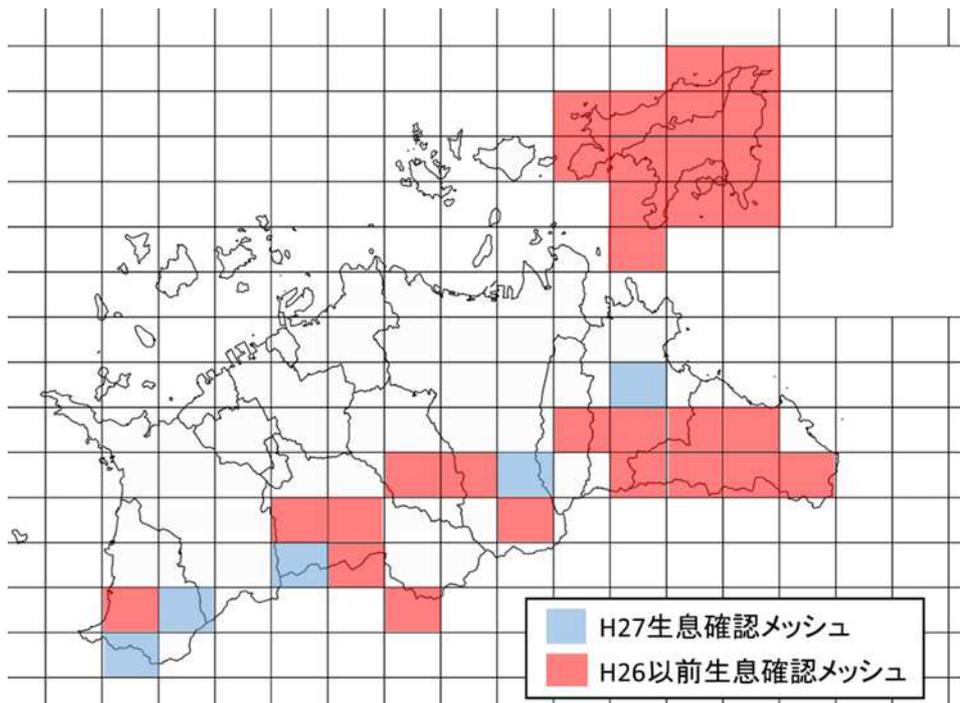


表 1 香川県におけるシカ推定生息頭数

| 区分 | 小豆島 | 本土部 | 備考 |
|-----------------------|----------------------------|-----------------------|-------------|
| 推定自然増加頭数 (50%信頼限界) | 552 頭 (382~760 頭) | 114 頭 (74~190 頭) | 平成 27 年度末時点 |
| 推定自然増加率 (50%信頼限界) | 17.7% (11.6~23.4%) | 29.8% (25.2~33.7%) | 〃 |
| 推定生息頭数 (50%信頼限界) | 2,765 頭 (1,891~4,071 頭) | 429 頭 (243~823 頭) | 〃 |

図 2 小豆島におけるシカ推定生息頭数と今後の予想

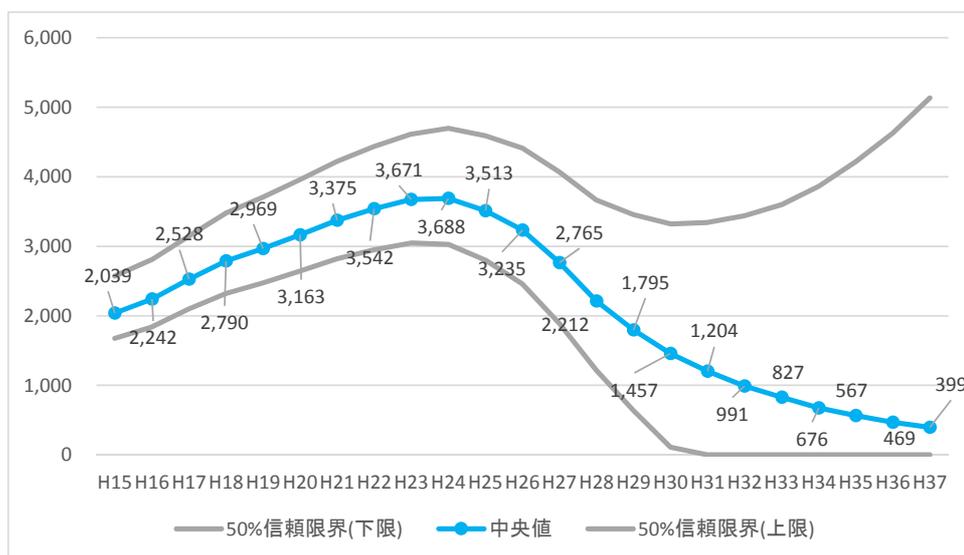


図 3 小豆島におけるシカの捕獲頭数の推移

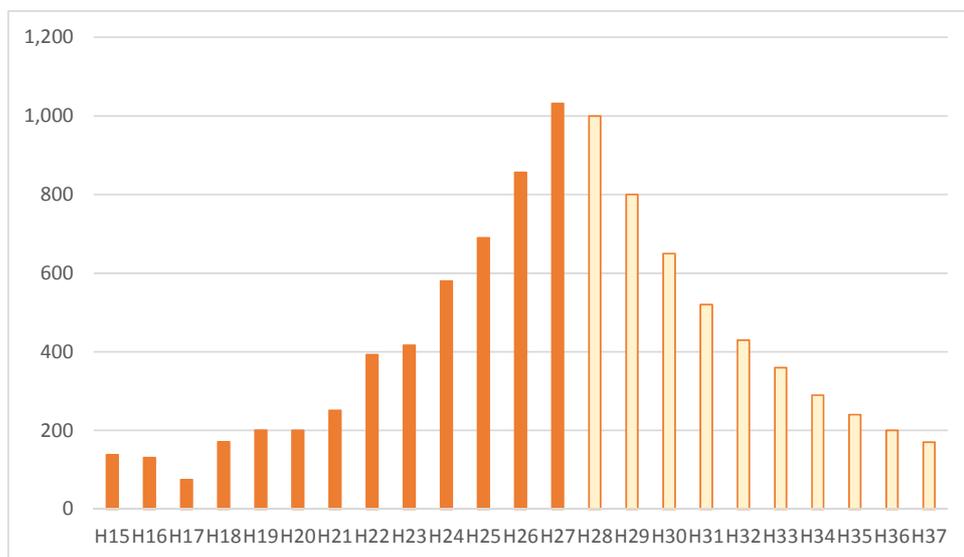


図4 本土部におけるシカ推定生息頭数と今後の予想

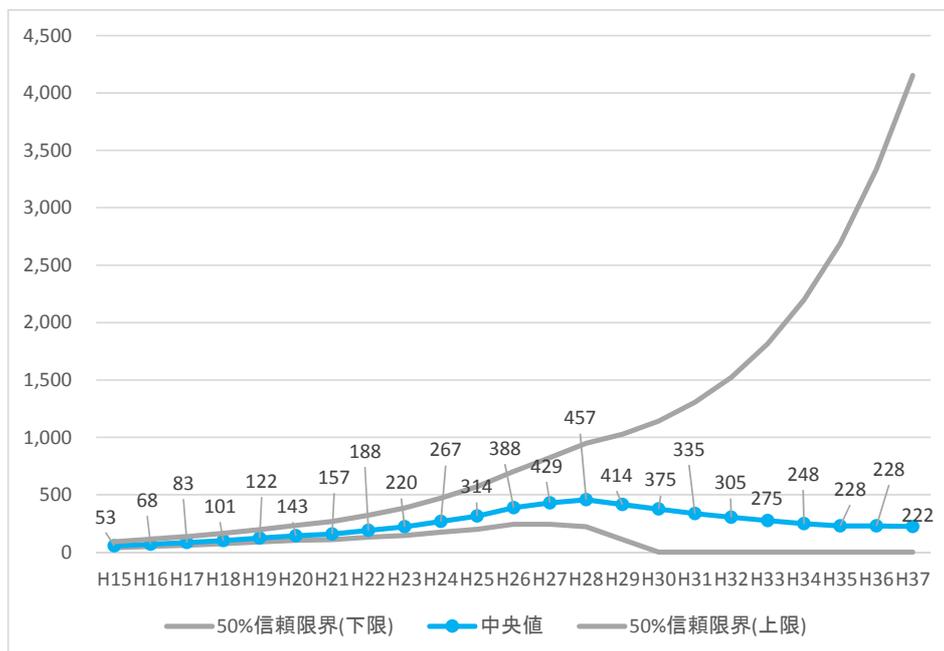
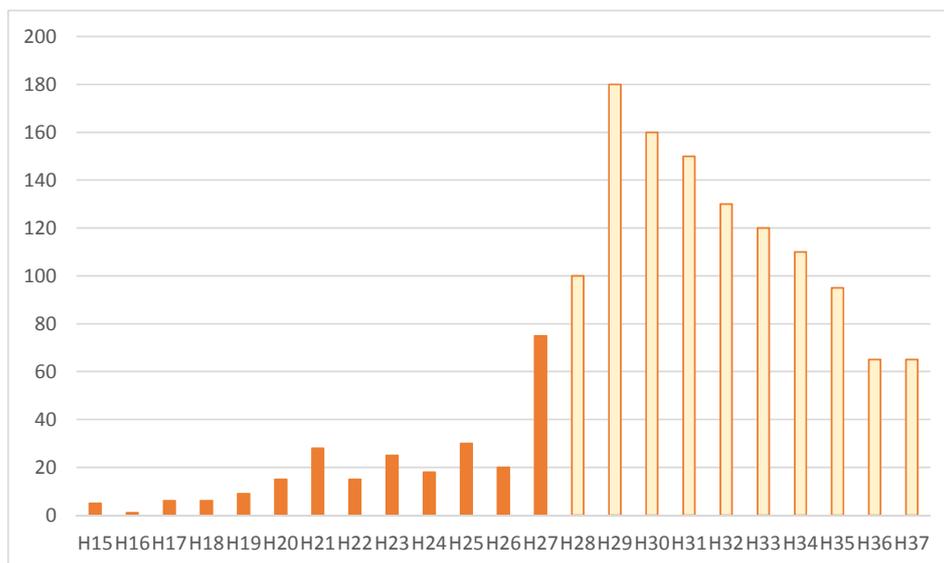


図5 本土部におけるシカの捕獲頭数の推移



(2) 年間捕獲目標と個体数管理の考え方

シカ管理計画に定める具体的な管理目標を達成するため、生息頭数の推定（図2・3）に基づき、次のとおり年間管理目標を定める。

① 小豆島

平成29年度における捕獲目標頭数を800頭以上とする。

小豆島においては、平成22年度以降、積極的な捕獲を実施してきた結果、推定生息頭数は減少傾向にあることから、町の実施する有害鳥獣捕獲に加え、平成27年度から実施して

いる指定管理鳥獣捕獲等事業により、これまで十分に捕獲圧をかけることのできなかつた地域も含めた積極的な個体数管理を推進するものとする。

② 本土部

平成 29 年度における捕獲目標頭数を 180 頭以上とする。

平成 27 年度の捕獲頭数は 78 頭であり、目標の 100 頭以上を達成することができなかつた。図 2 のとおり、平成 28 年度に 100 頭以上の捕獲を確保し、平成 29 年度において 180 頭以上を捕獲することで、はじめてシカ管理計画に定める具体的な管理目標を達成することができる。このため、従来の狩猟に加え、ニホンジカの生息が確認された地域では積極的な有害鳥獣捕獲を実施するとともに、生息状況モニタリング調査の結果、生息密度が高い地域があると判断された場合には、指定管理鳥獣捕獲等事業による積極的な個体数管理の実施を検討するものとする。

3. 管理目標を達成するための具体的な施策等

(3) 個体群管理

① 狩猟

ア 小豆島においては、地域個体群の保全と安全確保のため、有害鳥獣捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業によって個体群管理を実施するものとし、捕獲禁止措置を継続する。

イ 本土部においては、狩猟期間中の捕獲を促進するため、次のとおり規制緩和を実施する。

- ・ 狩猟期間の延長（環境大臣が定める狩猟期間である 11 月 15 日から 2 月 15 日までを、11 月 15 日から 3 月 15 日までとする）。
- ・ 捕獲頭数の制限の解除
- ・ 禁止猟法の一部解除（輪の直径が 12cm を超える足くくりわなの制限解除）
- ・ 休猟区における特例制度の活用

② 有害鳥獣捕獲

ア 小豆島においては、土庄町・小豆島町が実施主体として、鳥獣被害防止特措法に基づき設置した鳥獣被害対策実施隊等による有害鳥獣捕獲を、島内全域で通年、積極的に実施する。

イ 本土部においては、モニタリング調査の結果や目撃情報に基づき、生息範囲が拡大しているおそれがある地域について、各市町は鳥獣被害対策実施隊等による積極的かつ集中的な有害鳥獣捕獲を実施する。

県は、関係機関から収集したシカの出没情報や農林業被害を「香川県野生鳥獣対策システム」を活用し、地図情報として取りまとめ、鳥獣被害対策実施隊等による捕獲が効率的に行われるよう情報提供を行う。

ウ 県は、捕獲奨励金の通年交付により捕獲対策を強化し、市町を支援する。

③ 指定管理鳥獣捕獲等事業

1) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的

シカによる被害が深刻かつ捕獲の要望が強い地域においてシカの捕獲を強化するため、市町による有害鳥獣捕獲に加え、別に定める「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」（以下「実施計画」という。）に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

2) 実施期間

目標とする捕獲頭数を捕獲するために必要かつ適切な期間を定めるものとし、詳細は実施計画に定める。

3) 実施区域

市町の要望に基づき、次のア又はイの要件に該当する地域を対象とし、詳細は実施計画において定める。

ア 住居集合地域等の周辺等、奥山、離島等の捕獲困難な地域で捕獲をする場合

イ 市町の圏域を越え、広域に捕獲を実施する場合

4) 事業の目標

詳細は実施計画において定める。

5) 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

詳細は実施計画において定める。

6) 事業の実施者

香川県

④ 「補助者制度」の活用による捕獲体制の確立

市町における補助者制度の活用を支援するため、市町が開催する講習会等を支援する。

⑤ 隣接県との連携

四国4県及び四国森林管理局、中国四国地方環境事務所、中国四国農政局を構成員とする「四国地域ニホンジカ対策検討会」において、情報共有に努めるとともに、必要に応じて県境部周辺での連携捕獲について、その実施方法を検討する。

(4) 被害対策

① 侵入防止柵等の普及

侵入防止柵の設置に際しては、事前に農業改良普及センターによる現地指導を行うことにより、地形や作物の種類等、現地の状況に応じて効果的な方法を選択し、設置するよう支援する。

② 地域一体となった防除体制の推進

県は、被害対策の基本単位である「集落（自治会）」を中心とした防除体制を構築するため、集落で指導的な役割を果たす人材（地域リーダー）の育成を支援するほか、農業改良普及センターによる効果的な防除方法等の普及活動を実施する。

③ 本土部の侵入初期地域での対策の推進

本土部の侵入初期地域での対策を推進するため、関係機関から収集したシカの出没情報や農林業被害を「香川県野生鳥獣対策システム」を活用し、地図情報として取りまとめ、関係機関との情報共有に努める。被害が発生した場合には、その情報を市町等に情報提供するとともに、市町と協力して現地確認を行い、対策について市町に助言を行う。

(5) 生息環境管理

① 森林管理

小豆島においては、人工林の周囲に設置した侵入防止柵について、定期的な見回りや修繕による管理を実施する。

本土部においては、ニホンジカの森林被害を早期に発見するため、森林組合等を通して目撃や被害の情報を収集し、報告の頻度が高い地域において早期に対策を講じるものとする。また、法面緑化の草本類が冬期のシカの餌場にならないように、生息密度の高い地域において調査を実施する。

まずは、平成 29 年度は、特に生息密度の高い地域において、使用されている牧草の被害発生パターンや現状を調査する。

② 集落環境管理

県及び市町は、地域住民が集落ぐるみで、未収穫作物や耕作放棄地、放置竹林等の適切な管理等による誘引物の除去等の取り組みを積極的に行うよう支援する。

4. モニタリング調査

(1) 生息状況調査

① 糞塊密度調査

県内に調査ルートを設定し、糞塊密度調査を実施する。調査時には、糞塊以外のシカの食痕等痕跡についても記録し、シカの侵入の早期把握に努める。

② 出猟カレンダー調査

狩猟者登録証に従来の捕獲実績に加え、目撃した事実も記載し、報告することとする。

③ 捕獲状況調査

狩猟メッシュごとの捕獲実績を集計し、その増減を把握する。

④ 階層ベイズモデルによる生息頭数の推定

糞塊密度調査や出猟カレンダー調査の結果、狩猟メッシュごとの捕獲実績を参考に、階層ベイズモデルにより本土部と小豆島それぞれの生息頭数を推定する。

(2) 農林業被害調査

① 農業被害調査

農業共済による作物ごとの被害金額や集落アンケート調査による被害実態調査を実施する。

② 林業被害調査

被害林分を対象に調査を実施し、被害面積と被害金額を明らかにする。

本土部については、森林組合等を通して目撃や被害の情報を収集し、報告の頻度が高い地域において早期に対策を講じる。

③ 「香川県野生鳥獣対策システム」の活用

関係機関から収集したシカの出没情報や農林業被害を「香川県野生鳥獣対策システム」を活用し、地図情報として取りまとめ、情報共有を図る。